

東証の上場維持基準未達による お持ちの株式の上場廃止に ご注意ください。

上場維持基準に関する改善期間内に基準に適合できない銘柄は上場廃止となります。

上場廃止後は、東証を介した株式の売買が出来なくなりますのでご注意ください。

3月末決算会社の日程例



- 東証の上場維持基準に関する経過措置の終了に伴い、2025年3月1日以後に到来する上場維持基準の判定に関する基準日から本来の上場維持基準が適用されています。
- 上場維持基準に適合しない状態となった場合には、原則として1年間（売買高基準に関しては6か月間）の改善期間に入り、改善期間内に基準に適合しない場合は監理銘柄・整理銘柄（原則として6か月間）に指定後、上場廃止となります。

日程例



よくある質問と回答

- Q** 改善期間に該当している銘柄の監理銘柄指定や上場廃止・整理銘柄指定が決定・公表されるのはいつ頃になりますか？
- A** 上場維持基準によりタイミングが異なります。流通株式（数/時価総額/比率）や株主数に関する基準については、改善期間の末日に監理銘柄への指定を公表、上場廃止基準に該当することが確認できた日（3月期の会社は4月中旬～6月中旬頃）に上場廃止・整理銘柄指定を公表します。詳細は、日本取引所グループウェブサイトでご確認ください。
- Q** 改善期間内に上場維持基準に適合できなかった場合、上場廃止日はいつになりますか？
- A** 改善期間の末日の翌日から起算して6か月を経過した日に上場廃止となります。（2026年3月31日を改善期間の末日とする上場会社の上場廃止日は、2026年10月1日です。）
- Q** 改善期間内に上場維持基準に適合できず上場廃止となった場合、株式の売買はできなくなるのでしょうか？
- A** 東証での売買は行えず、相対による売買のみとなることから、流動性が大きく低下することが想定されます。なお、東証を上場廃止となった場合であっても、他の取引所に重複上場している銘柄に関しては、当該取引所において継続して売買を行うことができます。（重複上場しているかどうかは、[東証上場会社情報サービス](#)でご確認ください。）

改善期間に該当している銘柄の一覧、監理銘柄・整理銘柄への指定銘柄の一覧、その他のよくある質問と回答については、日本取引所グループウェブサイトでご確認ください。

<https://www.jpx.co.jp/equities/follow-up/04.html>

